

申し込みは 12月 22日 金まで

### 家庭用の合併処理浄化槽への転換に補助します

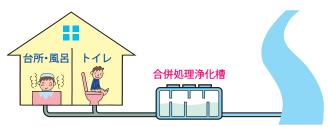
対象地域で家庭用の「単独処理浄化槽」や「くみと り便槽」を廃止し、合併処理浄化槽(環境配慮型浄化 槽)を設置する人に、費用の一部を補助しています。

単独処理浄化槽やくみとり便槽では、台所や洗濯な どの生活雑排水が処理されずに流されるため、川や海 などの水質を悪化させる原因になります。これらを設 置している家庭は、トイレ排水と生活雑排水の両方を 処理できる合併処理浄化槽への転換をお願いします。

現在、単独処理浄化槽かくみとり便槽を使用してい る人が、建て替えや増改築により合併処理浄化槽に転 換する場合、設置の費用を補助します(15万円から。 規模などによって異なる)。今年度中であれば、県の「浄 化槽工コ補助金(10万円)」も受けられます。また、 建て替えや増改築をせずに合併処理浄化槽に転換する 場合は、設置の補助金(33万円から。規模などによっ て異なる) と、宅内配管工事の補助金(上限30万円) を受けられます。

工事を始める前に申請が必要です。受け付けは12 月22日 金までです。補助の対象となる地 域や補助金額など詳しくは、市ホームペー ジ(右記)で確認してください。

問い合わせは、一般廃棄物対策課(☎027-321-1253)  $\wedge$ 。



台所や風呂の排水も処理してから川へ流す

### 浄化槽は適切に管理してください

汚泥の堆積や浄化槽のひび割れなどにより浄化槽 の機能が低下すると、側溝や水路の汚れ、悪臭の原 因になります。浄化槽の管理者には、定期的な保守 点検や清掃、法定検査が法律で義務付けられていま す。専門業者に依頼して実施してください。

### 優良認定浄化槽にはシールを交付

次の①~④の全てを満たし「優良認 定浄化槽」として認定された浄化槽に は、浄化槽の関係団体からシール(右 図)が交付されます。



①合併処理浄化槽である②正しく設置されている③ 適正に維持・管理されている④水質が良好に保たれ ている



### 長年にわたり人権活動に尽力

# 、権擁護委員が法務大臣表彰を受賞しました

長年にわたって本市の人権擁護委員として人権活動 に尽力した横田公一さん(吉井町池)が、法務大臣表 彰を受賞しました。横田さんは、平成24年から現在 まで、人権相談や小学校での人権教室など積極的に活



まな方法で受け付けています。

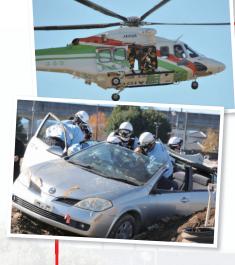
動。その功績が認められ、今 回の受賞となりました。横田 さんは「人権教室では、子ど もの年齢に合わせて伝え方を 工夫することで、人権につい てより深く理解してもらえる よう工夫しています。人権相 談は、電話や窓口などさまざ 何か困っていることがある人は、勇気を持ってまずは 相談してください」と話してくれました。

問い合わせは、人権男女共同参画課(☎027-321-1228)  $\sim$ .

#### 一人で悩まず相談を。無料の人権相談

市は、第1・3火曜日の午後1時30分~3時30分 に、無料の人権相談を行っています。近隣のトラブル や家庭内のもめ事など、日常生活で起こるさまざまな 人権問題について、人権擁護委員が悩みを聞いて解決 の道筋を探します。秘密は厳守するので、気軽に相談 してください。

日程や会場など詳しくは、本紙毎月1日号に掲載す る相談ガイドで確認してください。





同崎 Ш の П 月 備えて各機関 日土午前 9 時 が 11 . 時30分

も

も

会場= 日時

新町防災アリ



### 第三者への住民票などの交付情報をお知らせします

## 本人通知制度をご利用ください

個人情報の不正請求の早期発見のために「本人通知 制度」の利用登録を受け付けています。これは、登録 者の住民票の写しなどが代理人や第三者に交付された 場合に、交付した事実と内容を登録者にお知らせする 制度です。

問い合わせは、市民課(☎027-321-1233)へ。 通知の内容と対象

通知の内容は、交付を請求した人の種別(代理人か 第三者の別)、交付した年月日、交付した証明書の種 類と通数で、登録者本人宛てに発送します。ただし、 国や地方公共団体からの請求など、通知の対象となら ない請求もあります。対象となる証明書は次のとおり

●住民票(除票含む)の写し ●住民票記載事項証明 書 ●戸籍謄抄本 (除籍含む) ●戸籍附票 (除附票含む) 制度の利用には事前の登録を

登録できるのは、次の①②のいずれかに当てはまる

人①登録日に本市に住民登録か本籍がある②過去に本 市に住んでいたか本籍があった――です。登録は無料 です。

登録を希望する人は、申請書と運転免許証などの本 人確認のできる物(代理人が申請する場合は代理人の 本人確認のできる物と委任状)を持って、市役所1階 市民課5番窓口か各支所市民福祉課、各サービスセン ターで申請してください。郵送でも申請できます。詳 しくは、市民課に問い合わせるか、市ホームページで 確認してください。申請書と委任状は、各課と市民 サービスセンターにある他、市ホームページからダウ ンロードもできます。

#### 本人通知制度の更新は有効期間満了日までに

有効期間は、登録日から3年です。有効期間が満了 になる人に、事前に通知を発送します。引き続き制度 を利用する場合は、更新の手続きが必要です。手続き は、有効期間満了の1か月前からできます。

2023. 11. 1 (8) (9) 高崎市役所 ☎027-321-1111